

最高人民法院  
「専利権侵害紛争案件審理に適用される法律に関する若干問題の解釈」  
法釈（2009）21号が公布されました

三協国際特許事務所  
中国専利代理人  
法学博士 梁 熙艷

中国における専利権（発明、実用新案、外観設計）侵害裁判は、1985年に発足以来、20年余りの歳月を歩んできました。この20年の間、中国法院の裁判官らは諸外国の裁判経験を如何に中国の専利権侵害裁判に取り入れるかについて模索しながら、幾つかの基本的原則を確立してきました。しかし、中国における専利権侵害裁判の歴史は20年余りしかなく、裁判例の蓄積が少ないため、似たような案件であっても、法院又は担当裁判官の違いによって結論が異なるケースがありました。

専利権侵害裁判の基準を統一させるために、最高人民法院は、中国司法制度の特色とも言える「司法解釈」の制度に基づいて、2001年に、専利法の第二次改正に合わせて、二つの重要な司法解釈を公布しました。

- （1）提訴前の専利権侵害行為差止めにおける適用法律問題に関する若干の規定  
（法釈 {2001} 20号）
- （2）専利紛争案件審理に適用される法律問題に関する若干の規定  
（法釈 {2001} 21号）

しかし、上記二つの司法解釈は、手続き法上の法的解釈に重点が置かれ、実体法に関する規定は少ないものでした。これに対し、最高人民法院は2003年10月に実体法に関する司法解釈の案（計七十一箇条）を一度検討して公表したことがありましたが、その案には、国内外の学者及び実務家の間に共通認識に達していない内容や実際の裁判を通じて実証されていない内容も含まれていたため、司法解釈として公布するには、時期尚早と判断され、見送りとなりました。

その後、最高人民法院は、専利法第三次改正案の採択（2008年12月27日）に合わせて、2009年1月に実体法に関する司法解釈の起案作業を再開し、「専利権侵害紛争案件審理に適用される法律に関する若干問題の解釈」に関する公衆意見募集案（計二十五箇条）を2009年6月18日に公表しました。

この度、最高人民法院は、国内外から寄せられた200以上の公衆意見を総合的に考慮し、議論を重ねた上で、「専利権侵害紛争案件審理に適用される法律に関する若干問題の解釈」（法釈 {2009} 21号）を採択し、2009年12月28日に公布しました（2010年1月1日より施行）。

最高人民法院知識産権法廷責任者の記者会見における発言によりますと、この司法解釈は、以下に示す三つの原則に基づいて作られています。

- （1）法律解釈の原則

司法解釈は法律の規定を解釈する性格であることを担保するために、今回の司法解釈の起案は専利法、民事訴訟法等の立法趣旨に従って法律の規定を詳細且つ明確にし、法律の規定を超えた内容を一切含むものでないこと。

## (2) 利益衡平の原則

イノベーションの成果及び権益を確実に保護できるように専利権の保護を強化するとともに、専利権の公示性を考慮に入れて、クレームを厳格に解釈し、専利権の保護範囲をより正確に確定する。

## (3) 実行可能性の原則

統一した裁判基準の提供を図るため、裁判実務における普遍性のある法律適用の問題に着目して、今までの裁判経験を纏めて明確に規定する。共通認識にまだ達していない問題については、当面規定しない。

上記原則の具体的表現として、今回公布された司法解釈は、2003年当初の七十一箇条の原案を二十箇条に絞られています。

また、専利権の保護範囲をより正確に確定することを担保するために、今回の二十箇条の司法解釈中、十箇条がクレーム解釈（第2条～7条）及び外観設計の類似判断（第8条～11条）に関するものとなっています。

例えば、クレームの文言解釈に関し、第2条では、クレームの記載が明確か否かと関係なく、法院は最初から発明の詳細な説明及び図面を積極的に参酌してクレーム解釈を行うべき旨の規定が定められ、さらに、第3条では、発明の詳細な説明、図面及び審査経過（所謂内部証拠）の参酌は、辞書、教科書等の公知文献及び当業者の一般的理解（所謂外部証拠）より優先すべき旨の規定が定められています。そして、機能的、効果的に記載されたクレームの解釈に関しては、米国特許法第112条第6パラグラフと同趣旨の規定が取り入れられています（第4条）。最後に、第6条では今まで裁判で適用してきた禁反言の原則を司法解釈に明確に規定し、第7条では、2005年に中国最高人民法院が下した「余計指定原則をクレーム解釈に安易に適用することに賛成しない」という判決（（2005）民三提字第1号）の判旨を反映して、余計指定原則（不完全利用）は基本的に認めない旨の条文が規定されています。

また、外観設計の類似判断における判断の主体については、ホンダ「小型バイク」外観設計専利権の無効審判に関する審決取消訴訟において、北京高級人民法院は類否判断の主体を単なる「一般的消費者」ではなく、「その製品に関する一般的な知識、素養と認知能力を持った消費者」と判断したことをきっかけに、今回の司法解釈では、類否判断の主体を「外観設計専利製品の一般消費者」であることを明確に規定しています（第10条）。そして、類否判断に関しては、「全体的観察に基づき、外観設計の全体的視覚効果をもって総合的に判断する」という判断手法を明確にした上で、総合的判断にあたって、製品の正常的な使用時において直接観察しやすい部位の設計特徴や従来設計と相違する設計特徴が外観設計の全体的視覚効果により影響がある旨明確に規定され、さらに、商標の類似と区別するため、外観設計類似の基準を「侵害と訴えられた外観設計と権利付与された外観設計とが全体的視覚

効果において実質的な相違がない」と明確に規定しています（第11条）。

この司法解釈の公布により、中国における専利権侵害裁判実務において、今まで各地方法院の裁判官に委ねていた実体法に関する判断がより明確になり、裁判基準の統一に向けて大いに期待できると言えるでしょう。

弊所はこの司法解釈を取り急ぎ日本語に翻訳し（ただし、各条文に付された表題は弊所において付されたものです）、皆様に中国における専利権侵害裁判の最新の動向の把握に活用して頂ければ幸甚です。

**最高人民法院**  
**専利権侵害紛争案件審理に適用される法律に関する若干問題の解釈**  
(法釈 {2009} 21号)

(2009年12月21日に最高人民法院審判委員会第1480次会議で可決)

中華人民共和国最高人民法院公告

「最高人民法院、専利権侵害紛争案件審理に適用される法律に関する若干問題の解釈」は、すでに2009年12月21日に最高人民法院審判委員会第1480次会議で可決された。ここにこれを公布し、2010年1月1日より施行する。

2009年12月28日

専利権侵害紛争案件を正確に審理するため、「中華人民共和国専利法」、「中華人民共和国民事訴訟法」等の関連法律の規定に基づき、実際の裁判をふまえて、本解釈を制定する。

**第一条（訴えの変更可能時期）**

人民法院は、権利者が主張する請求項に基づき、専利法第59条1項の規定を根拠に専利権の保護範囲を確定する。第一審の法廷弁論終結までに権利者がその主張する請求項を変更する場合、人民法院はそれを認める。

権利者は従属請求項により専利権の保護範囲を確定すると主張した場合、人民法院は当該従属請求項に記載された付加的技術的特徴及びその引用された請求項に記載された技術的特徴で専利権の保護範囲を確定する。

**第二条（文言解釈）**

人民法院は、請求項の記載に基づき、当該分野の一般技術者が明細書及び図面を読んだ後の理解をふまえ、専利法第59条1項に規定された請求項の内容を確定する。

**第三条（明細書、図面、その他の請求項の記載及び包袋の参酌）**

人民法院は、明細書及び図面、特許請求の範囲におけるその他の請求項、専利審査包袋を請求項における関連内容の解釈に用いることができる。請求項における用語が明細書において特別に定義している場合、当該特別な定義に従う。

上記の方法をによっても依然として請求項における用語の意味を明確にできない場合は、辞書類及び教科書等公知文献及び当該分野の一般技術者が理解する通常の意味で解釈することができる。

**第四条（機能的、効果的に記述された請求項の解釈）**

請求項における技術的特徴が機能的又は効果的に記述されている場合、人民法院は明細書及び図面において当該機能又は効果に関して記載された具体的実施例及びその均等な実施例で、当該技術的特徴の内容を確定すべきである。

## **第五条（請求項にクレームしていない内容は保護しない）**

明細書又は図面のみに記載され、特許請求の範囲に記載されていない技術構成に関し、権利者は専利権侵害訴訟において専利権の保護範囲にその技術構成が含まれると主張した場合、人民法院はそれを認めない。

## **第六条（禁反言）**

専利出願人又は専利権者が専利権付与又は無効審判手続きにおいて請求項、明細書に対し補正又は意見陳述することによって放棄した技術構成について、専利権侵害訴訟において権利者は専利権の保護範囲に当該放棄された技術構成が含まれると主張した場合、人民法院はそれを認めない。

## **第七条（オールエレメントルール）**

人民法院は被疑侵害技術構成が専利権の保護範囲に属するかを判断する際に、権利者が主張する請求項に記載されている如何なる技術的特徴も見過してはならない。

被疑侵害技術構成には請求項に記載された全ての技術的特徴と同一又は均等な特徴が含まれている場合、人民法院は、被疑侵害技術構成が専利権の保護範囲に属すると認定すべきである。被疑侵害技術構成の特徴を請求項に記載された全ての技術的特徴と比較して、一つ又は一つ以上の技術的特徴が欠けており、又は、一つ又は一つ以上の技術的特徴が同一でも均等でもない場合、人民法院は、被疑侵害技術構成が専利権の保護範囲に属しないと認定すべきである。

## **第八条（外観設計専利権の保護範囲）**

外観設計専利製品と同一又は類似の製品において、権利付与された外観設計と同一又は類似の外観設計を採用した場合、人民法院は、権利侵害と訴えられた設計が専利法第59条2項の「外観設計専利権の保護範囲」に属すると認定すべきである。

## **第九条（製品類似の判断基準）**

人民法院は外観設計製品の用途に基づいて製品の同一又は類似を認定すべきである。製品の用途を確定する際に、外観設計の簡単な説明、国際外観設計分類、製品の機能及び製品の販売、実際の使用状況などを参考にすることができる。

## **第十条（判断の主体）**

人民法院は、外観設計専利製品の一般消費者の知識レベル及び認知能力を基準として、外観設計が同一又は類似するかを判断する。

## **第十一条（類似の判断）**

人民法院は、外観設計が同一又は類似するかを認定する際に、権利付与された外観設

計及び侵害と訴えられた外観設計の設計特徴に基づき、外観設計の全体的視覚効果をもって総合的に判断を行うべきである。主に製品の技術的機能により決定された設計特徴及び全体的視覚効果に影響を与えない製品の材料、内部構造等の特徴は考慮してはならない。

下記の状況は、通常、外観設計の全体的視覚効果に対して、より影響がある。

- (一) その他の部位に比べて、製品の正常的な使用時において直接観察しやすい部位
- (二) その他の設計特徴に比べて、権利付与された外観設計の従来設計と相違する設計特徴

侵害と訴えられた外観設計と権利付与された外観設計とが、全体的視覚効果において相違がない場合、人民法院は両者を同一と認定すべきである。全体的視覚効果において実質的な相違がない場合、人民法院は両者を類似と認定すべきである。

## 第十二条（専利製品が部品である場合の扱い）

発明又は実用新案専利権を侵害する製品をその他の製品の部品としてその他の製品を製造することに対し、人民法院はそれを専利法第11条に規定する「使用」に属すると認定すべきである。その他の製品を販売することに対し、人民法院はそれを専利法第11条に規定する「販売」に属すると認定すべきである。

外観設計専利権を侵害する製品をその他の製品の部品としてその他の製品を製造し且つ販売することに対し、人民法院はそれを専利法第11条に規定する「販売」に属すると認定すべきである。ただし、外観設計専利権を侵害する製品がその他の製品において技術的機能のみを有する場合にはこの限りではない。

前記二つの条項に定める状況に対し、被疑侵害者の間に役割分担がある場合、人民法院はそれを共同侵害に該当すると認定すべきである。

## 第十三条（専利方法によって直接的に得られた製品の解釈）

専利方法によって得られた原始的製品に対し、人民法院はそれを専利法第11条に規定する「専利方法によって直接的に得られた製品」に該当すると認定すべきである。

当該原始的製品に対してさらに加工、処理を行って後継の製品を得る行為に対し、人民法院はそれを専利法第11条に規定する「当該専利方法によって直接的に得られた製品を使用する場合」に該当すると認定すべきである。

## 第十四条（公知技術、設計の抗弁）

専利権の保護範囲に属すると訴えられた全ての技術的特徴は、ある一つの従来技術構成の対応する技術的特徴と同一又は実質的な相違がない場合、人民法院は、被疑侵害者が実施した技術は専利法第62条に規定する従来技術に属すると認定すべきである。

被疑侵害設計は、一つの従来設計と同一又は実質的な相違がない場合、人民法院は、被疑侵害者が実施した設計は専利法第62条に規定する従来設計に属すると認定すべきである。

## 第十五条（先使用权の抗弁）

被疑侵害者は違法的手段で獲得した技術又は設計をもって先使用权の抗弁を主張した場合、人民法院はそれを認めない。

下記の状況のいずれかに該当する場合、人民法院はそれを専利法第69条2号に規定する「既に製造、使用のために必要な準備をし」に属すると認定すべきである。

- (一) 発明創造を実施するのに必要となる主な技術図面又は工程書類を既に完成した；
- (二) 発明創造を実施するのに必要となる主な設備又は原材料を既に製造又は購入した。

専利法第69条2号に規定する「従前の範囲」とは、専利出願日前に既に存在する生産規模、既に存在する生産設備を利用し又は既に揃えた生産の準備に基づいて達成できる生産規模が含まれる。

先使用权者は専利出願日後に、その実施された又は実施するために必要となる準備の技術又は設計を他人に譲渡又は実施許諾し、且つ当該実施行為は「従前の範囲内でのみ実施を継続する場合」に属すると主張した場合、人民法院はそれを認めない。ただし、当該技術又は設計が元の企業と一括して譲渡又は承継した場合はこの限りではない。

## 第十六条（賠償金の算定）

人民法院は専利法第65条1項の規定に基づき「侵害者が侵害により得た利益」を算定するにあたって、「侵害者が専利権その権利自体を侵害したことにより得た利益」に限られるべきである。侵害者が得た利益はその他の要因と共同で生じた場合、当該その他の要因で生じた利益を侵害者が侵害により得た利益から合理的に除くべきである。

侵害された発明、実用新案専利権に係る製品がその他の製品の部品である場合、人民法院は当該部品自身の価値及び完成製品の利益を実現させる過程における役割などの要因に基づき、賠償金を合理的算定すべきである。

侵害された外観設計専利権に係る製品が包装物である場合、人民法院は当該包装物自身の価値及び被包装製品の利益を実現させる過程における役割などの要因に基づき、賠償金を合理的に算定すべきである。

## 第十七条（立証責任の転換に係る新製品の認定）

製品又は製品を製造する技術構成が専利出願日前に国内外の公衆に知られている場合、人民法院は当該製品を専利法第61条1項に規定する「新製品」に該当しないと認定すべきである。

## 第十八条（非侵害確認訴訟の受理要件）

権利者は他人に専利権侵害に関する警告を發し、警告を受けた者又は利害関係者が書面にて権利者に権利の行使を催促し、権利者は当該書面による催促を受け取った日より

1 ヶ月以内または書面による催促の発送日より2 ヶ月に、警告の取り下げ及び訴訟の提起のいずれもせず、警告を受けた者又は利害関係者はその行為が専利権を侵害していないことを確認する旨の訴訟を提起した場合、人民法院はそれを受理すべきである。

#### **第十九条（法改正に伴う経過措置）**

被疑専利権侵害行為が、2009年10月1日以前に発生した場合は改正前の専利法が適用され、2009年10月1日以降に発生した場合は改正後の専利法が適用される。

被疑専利権侵害行為が2009年10月1日以前に発生し且つ2009年10月1日以降に継続し、改正前及び改正後の専利法の規定により侵害者が賠償責任を負わなければならない場合、人民法院は改正後の専利法によって賠償額を算定する。

#### **第二十条**

本院が以前公布した関連する司法解釈が本解釈と一致しない場合、本解釈を基準とする。